

倉吉市上下水道局企業管理規程第1号

倉吉市水道事業の設置等に関する条例等の一部を改正する条例の施行に伴う関係規程の整備に関する規程を次のように定める。

令和2年4月1日

倉吉市長 石田 耕太郎

倉吉市水道事業の設置等に関する条例等の一部を改正する条例の施行に伴う関係規程の整備に関する規程

(倉吉市水道事業聴聞及び弁明の機会の付与に関する規程の一部改正)

第1条 倉吉市水道事業聴聞及び弁明の機会の付与に関する規程(平成9年倉吉市水道事業管理規程第2号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正部分」という。)に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正後部分」という。)が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p><u>倉吉市上下水道局聴聞及び弁明の機会の付与に関する規程</u></p> <p>倉吉市上下水道局において、行政手続法(平成5年法律第88号)又は倉吉市行政手続条例(平成8年倉吉市条例第29号)の規定に基づき、不利益処分に係る聴聞又は弁明の機会の付与を行う場合は、法令に別の定めがあるものを除くほか、倉吉市聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則(平成9年倉吉市規則第12号)を準用する。この場合において、同規則第1条第1項中「市長又は福祉事務所長」とあるのは「<u>公営企業の管理者の権限を行う市長</u>」と読み替えるものとする。</p>	<p><u>倉吉市水道事業聴聞及び弁明の機会の付与に関する規程</u></p> <p>倉吉市水道事業が行政手続法(平成5年法律第88号)又は倉吉市行政手続条例(平成8年倉吉市条例第29号)の規定に基づき、不利益処分に係る聴聞又は弁明の機会の付与を行う場合は、法令に別の定めがあるものを除くほか、倉吉市聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則(平成9年倉吉市規則第12号)を準用する。この場合において、同規則第1条第1項中「市長又は福祉事務所長」とあるのは「<u>管理者の権限を有する市長</u>」と読み替えるものとする。</p>

(倉吉市水道事業管理者の権限を行う倉吉市長が管理する公文書の開示に関する規程の一部改正)

第2条 倉吉市水道事業管理者の権限を行う倉吉市長が管理する公文書の開示に関する規程(平成14年倉吉市水道事業管理規程第1号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正部分」という。)を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後	改正前
<p><u>倉吉市公営企業の管理者の権限を行う市長が管理する公文書の開示に関する規程</u></p> <p>倉吉市情報公開条例(平成13年倉吉市条例第24号)に基づく<u>公営企業の管理者の権限を行う市長が管理する公文書の開示</u>については、倉吉市情報公開条例</p>	<p><u>倉吉市水道事業管理者の権限を行う倉吉市長が管理する公文書の開示に関する規程</u></p> <p>倉吉市情報公開条例(平成13年倉吉市条例第24号)に基づく<u>倉吉市水道事業管理者の権限を行う倉吉市長が管理する公文書の開示</u>については、倉吉市情報</p>

施行規則（平成13年倉吉市規則第28号）に定める公文書の開示の例による。	公開条例施行規則（平成13年倉吉市規則第28号）に定める公文書の開示の例による。
--------------------------------------	--

（倉吉市水道事業管理者の権限を行う倉吉市長が保有する個人情報の保護に関する規程の一部改正）
 第3条 倉吉市水道事業管理者の権限を行う倉吉市長が保有する個人情報の保護に関する規程（平成17年倉吉市水道事業管理規程第7号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下この条において「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後	改正前
<p><u>倉吉市公営企業の管理者の権限を行う市長が保有する個人情報の保護に関する規程</u></p> <p>倉吉市個人情報保護条例（平成17年倉吉市条例第8号）に基づく<u>公営企業の管理者の権限を行う市長</u>が保有する個人情報の保護については、倉吉市個人情報保護条例施行規則（平成17年倉吉市規則第69号）の例による。</p>	<p><u>倉吉市水道事業管理者の権限を行う倉吉市長が保有する個人情報の保護に関する規程</u></p> <p>倉吉市個人情報保護条例（平成17年倉吉市条例第8号）に基づく<u>倉吉市水道事業管理者の権限を行う倉吉市長</u>が保有する個人情報の保護については、倉吉市個人情報保護条例施行規則（平成17年倉吉市規則第69号）の例による。</p>

（倉吉市上水道給水条例施行規程の一部改正）
 第4条 倉吉市上水道給水条例施行規程（昭和55年倉吉市水道事業管理規程第2号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下この条において「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下この条において「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分（以下「改正表」という。）を当該改正表に対応する同表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分に改める。

改正後	改正前
<p><u>倉吉市水道事業給水条例施行規程</u></p> <p>（趣旨）</p> <p>第1条 この規程は、<u>倉吉市水道事業給水条例</u>（昭和33年倉吉市条例第16号。以下「条例」という。）第43条の規定に基づき、条例の施行に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>（職務執行）</p> <p>第2条 職員が職務を執行する際は、<u>倉吉市上下水道局職員証</u>（様式第1号）を携帯しなければならない。</p> <p>2 前項の<u>倉吉市上下水道局職員証</u>を喪失したときは、直ちに<u>公営企業の管理者の権限を行う市長</u>（以下「<u>管理者</u>」という。）に届け出なければならない。</p>	<p><u>倉吉市上水道給水条例施行規程</u></p> <p>（趣旨）</p> <p>第1条 この規程は、<u>倉吉市上水道給水条例</u>（昭和33年倉吉市条例第16号。以下「条例」という。）第43条の規定に基づき、条例の施行に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>（職務執行）</p> <p>第2条 職員が職務を執行する際は、<u>倉吉市水道局職員証</u>（様式第1号）を携帯しなければならない。</p> <p>2 前項の<u>倉吉市水道局職員証</u>を喪失したときは、直ちに<u>管理者</u>に届け出なければならない。</p>

(給水装置の新設等の申込み)

第4条 条例第10条第1項の規定による申込は、給水装置工事申込書(様式第3号の1)に給水装置工事設計書(様式第3号の2)を添えて管理者に提出しなければならない。

(利害関係人の同意書等の提出)

第5条 条例第10条第2項の規定による利害関係人の同意書等の提出を求める場合は、次の各号のいずれかに該当するときとする。

(1)～(3) 略

(使用水量の認定)

第13条 条例第27条の規定による使用水量の認定は、改修後の使用水量並びに前月及び前年同期の使用水量を参考として、管理者がこれを認定する。

(量水器設置場所の変更等)

第14条 略

2 前項の規定による変更の費用は、給水装置所有者又は使用者の負担とする。ただし、管理者がその必要がないと認めたときは、この限りでない。

3 量水器設置場所には、みだりに物を堆積し、又は工作物を設けてはならない。

(簡易専用水道以外の貯水槽水道の管理等)

第15条 条例第41条第2項の規定による簡易専用水道以外の貯水槽水道の設置者は、鳥取県飲用井戸等衛生対策要領(平成3年7月24日付発衛第81号鳥取県衛生環境部長通知)に定める管理基準に基づいた貯水槽水道の管理及びその管理の状況に関する検査の実施に努めなければならない。

様式第1号(第2条関係)

(表)

契 印 第 号
倉吉市上下水道局職員証
略

(裏)

倉吉市水道事業給水条例(抜粋)
(給水装置の検査等)
第36条 管理者は、水道の管理上必要があると認めたときは、給水装置を検査し、当該給水装置に係る水道使用者等に対し適当な措置を指示し、又は自ら適当な措置をとることができる。
2 略
(給水の停止)
第38条 略

(給水装置の新設等の申込み)

第4条 条例第11条第1項の規定による申込者は、給水装置工事申込書(様式第3号の1)に給水装置工事設計書(様式第3号の2)を添えて管理者に提出しなければならない。

(利害関係人の同意書等の提出)

第5条 条例第11条第2項の規定による利害関係人の同意書等の提出を求める場合は、次の各号のいずれかに該当するときとする。

(1)～(3) 略

(使用水量の認定)

第13条 量水器又は給水装置の故障等により使用水量が明確でないときは、その水量は、改修後の使用水量並びに前月及び前年同期の使用水量を参考として、管理者がこれを認定する。

(量水器設置場所の変更等)

第14条 略

2 前項の場合の費用は、給水装置所有者又は使用者の負担とする。

3 量水器設置場所には、みだりに物をたい積し、又は工作物を設けてはならない。

(簡易専用水道以外の貯水槽水道の管理等)

第15条 条例第42条第2項の規定による簡易専用水道以外の貯水槽水道の設置者は、鳥取県飲用井戸等衛生対策要領(平成3年7月24日付発衛第81号鳥取県衛生環境部長通知)に定める管理基準に基づいた貯水槽水道の管理及びその管理の状況に関する検査の実施に努めなければならない。

様式第1号(第2条関係)

(表)

契 印 第 号
倉吉市水道局職員証
略

(裏)

倉吉市上水道給水条例(抜粋)
(検査等及び費用負担)
第36条 管理者は、管理上必要があると認めたときは、給水装置を検査し、適当な措置をさせ、又は自らこれをすることができる。
2 略
(停水処分)
第37条 略

2 略

第43条 第38条第1項の規定に該当する者は、1万円以下の過料に処する。

心 得

略

様式第2号（第3条、第10条関係）

総代人選定及び総代人等変更届

（宛先）

倉吉市長

		届出年月日	略
届出人	住所	略	
	氏名	略	
届出区分		略	
給水装置の場所		下水道接続の有無	略
建物の名称 (アパート、マンション、店舗名等)		用途	
所有者氏名			
変更年月日		略	
支払方法		該当するものに○をしてください。 納入通知書 ・ 口座振替 (※新規 ・ 継続) ※新規に口座振替を利用される場合は、金融機関での <u>手続</u> が必要です。	

※以下の欄は、該当するところのみを記入してください。

1 総代人選定	住所	略		
	氏名	(ふりがな)-----		
	入居可能戸数	略	実入居戸数	略
2 総代人変更 ※新総代人について記入してください。	住所	略		
	氏名	(ふりがな)-----		
3 戸数変更	変更前	略	変更後	略

様式第3号の1（第4条関係）

給水装置工事申込書	受付	略
工事の種別	新設・改造・臨時・止代・撤去	
給水装置所在地		

2 略

(過料)

第38条 市長は、前条第1項の規定に該当する者に対し、1万円以下の過料を科する。

心 得

略

様式第2号（第3条、第10条関係）

総代人選定及び総代人等変更届

（宛先）

倉吉市長

		届出年月日	略
届出人	住所	略	
	氏名	略	
届出区分		略	
給水装置の場所		下水道接続の有無	略
建物の名称 (アパート、マンション等)		用途	
所有者氏名			
変更年月日		略	
支払方法		該当するものに○をしてください。 納入通知書 ・ 口座振替 (※新規 ・ 継続) ※新規に口座振替を利用される場合は、金融機関での <u>手続</u> が必要です。	

※以下の欄は、該当するところのみを記入してください。

1 総代人選定	住所	略		
	氏名	(フリガナ)-----		
	入居可能戸数	略	実入居戸数	略
2 総代人変更 ※新総代人について記入してください。	住所	略		
	氏名	(フリガナ)-----		
3 戸数変更	変更前	略	変更後	略

様式第3号の1（第4条関係）

給水装置工事申込書	受付	略
工事の種別	新設・改造・増設・臨時・撤去	
給水装置所在地		

(ふりがな) 使用者氏名	
条件	倉吉市水道事業給水条例第14条第2項の規定により水道工事完成後は、公道部分の装置は、維持管理上市に帰属する。

同 意 書

上記工事の施行に同意します。

年 月 日

家屋所有者
対象家屋所在地 倉吉市
所有者住所
氏 名 ㊟

土地所有者
対象土地所在地 倉吉市
所有者住所
氏 名 ㊟

通過路線土地所有者
対象土地所在地 倉吉市
所有者住所
氏 名 ㊟

上記の給水装置工事を次の指定給水装置工事事業者により施行したいので申し込みます。

年 月 日

(宛先)
倉吉市長
郵便番号 ー
住 所
申込者
氏 名 ㊟

上記給水装置工事を施行したいので、承認くださいよう設計書を添えて申し込みます。

年 月 日

(宛先)
倉吉市長
指定給水装置工事事業者 ㊟

承認年月日

様式第3号の2 (第4条関係)

給水装置工事設計	住所	工種	新改臨止撤 設造時代去	略
		受付	略	

(ふりがな) 使用者氏名	
条件	倉吉市上水道給水条例第14条第2項の規定により水道工事完成後は、公道部分の装置についての所有権は、市に帰属することを承諾します。

同 意 書

上記工事の施行に同意します。

年 月 日

住 所
家屋(土地)所有者

氏 名 ㊟

住 所
通過路線土地所有者

氏 名 ㊟

上記の給水装置工事を次の指定給水装置工事事業者により施行したいので申し込みます。

年 月 日

(宛先)
倉吉市長
〒 ー
住 所
申込者
氏 名 ㊟

上記給水装置工事を施行したいので、承認くださいよう設計書を添えて申し込みます。

年 月 日

(宛先)
倉吉市長
指定給水装置工事事業者 ㊟

承認年月日

様式第3号の2 (第4条関係)

給水装置工事設計	住所	工種	新改増臨止 設造設時代	略
		受付	略	

書	氏名			略		略				
		許可	略			略				
公道部分				宅内工事主要材料						
設計				精算	設計			精算		
名称	寸法	数量	単価	金額	数量	金額	名称	寸法	数量	数量
略										
リフト							略	略		
式逆ボ										
止水栓										
略										
ビニル							着工			
管接合										
工							しゅん工			
							しゅん工			
							検査			
略										
諸経費							設計審査			
運搬費							及びしゅん工検査			
							手数料			
略										

様式第4号（第7条関係）

工事しゅん工検査申込書	受付	略
給水装置所在地		
申込者氏名		
着工及びしゅん工年月日	着工	年 月 日
	しゅん工	年 月 日
量水器番号	略	
上記工事がしゅん工したので、検査をお願いします。 年 月 日 (宛先) 倉吉市長 住所 指定給水装置工事事業者 氏名 ㊟		
検査年月日	略	検査員
検査結果		

様式第5号（第9条、第10条関係）
給水申込及び水道使用状況変更届

書	氏名			略		略				
		許可	略			略				
公道部分				宅内工事主要材料						
設計				精算	設計			精算		
名称	寸法	数量	単価	金額	数量	金額	名称	寸法	数量	数量
略										
伸縮止							略	略		
水栓										
略										
ビニル							着工			
管接合										
工							竣工			
							竣工検査			
略										
諸経費							設計審査			
運搬費							及び竣工検査手数料			
略										

様式第4号（第7条関係）

工事しゅん工検査申込書	受付	略
給水装置所在地		
申込者氏名		
着工及び完成年月日	着工	年 月 日
	完成	年 月 日
量水器番号	略	
上記工事が完成したので、検査をお願いします。 年 月 日 (宛先) 倉吉市長 住所 指定給水装置工事事業者 氏名 ㊟		
検査年月日	略	検査員
検査結果		

様式第5号（第9条、第10条関係）
給水申込及び水道使用状況変更届

(宛先)

倉吉市長		届出年月日	略
届出人	住所	略	
	氏名	略	
届出区分		略	
給水装置の場所		下水道接続の有無	略
建物の名称 (アパート、マンション、店舗名等)		用途	
使用者氏名		(ふりがな) 略	
旧使用者氏名	給水装置の所有者氏名		

※以下の欄は、該当するところのみ記入してください。

1 使用開始 (新設・臨時・再開栓)	使用開始日	略	支払方法	略
	略		納入通知書・口座振替 (※新規・継続) ※金融機関での手続きが必要です。	
納入通知書送付先		略		
2 使用中止	使用中止日	略	清算方法	略
	略		納入通知書・口座振替	
転居先住所		略		
3 使用廃止	使用廃止日	略	清算方法	略
	略		納入通知書・口座振替 ※中止から廃止の場合は記入不要です。	
納入通知書送付先		略		

様式第6号 (第10条関係)

給水装置用途変更等届

(宛先)

倉吉市長

倉吉市長		届出年月日	略
届出人	住所	略	
	氏名	略	
届出区分		略	
給水装置の場所		下水道接続の有無	略
建物の名称 (アパート、マンション、店舗名等)			
使用住所	略		

(宛先)

倉吉市長		届出年月日	略
届出人	住所	略	
	氏名	略	
届出区分		略	
給水装置の場所		下水道接続の有無	略
建物の名称 (アパート、マンション等)		用途	
使用者氏名		(フリガナ) 略	
旧使用者氏名	給水装置の所有者氏名		

※以下の欄は、該当するところのみ記入してください。

1 使用開始 (新設・臨時・再開栓)	使用開始日	略	支払方法	略
	略		納入通知書・口座振替 (※新規・継続) ※金融機関での手続きが必要です。	
納入通知書送付先		略		
2 使用中止	使用中止日	略	清算方法	略
	略		納入通知書・口座振替・現地清算	
転居先住所		略		
3 使用廃止	使用廃止日	略	清算方法	略
	略		納入通知書・口座振替・現地清算 ※中止から廃止の場合は記入不要です。	
納入通知書送付先		略		

様式第6号 (第10条関係)

給水装置用途変更等届

(宛先)

倉吉市長

倉吉市長		届出年月日	略
届出人	住所	略	
	氏名	略	
届出区分		略	
給水装置の場所		下水道接続の有無	略
建物の名称 (アパート、マンション等)			
使用者住所	略		

者	氏名	(ふりがな)
所有者氏名		
変更年月日	略	
支払方法	略	

※以下の欄は、該当するところのみを記入してください。

1	用途追加	現在用途		追加用途	
2	用途変更	現在用途		変更用途	

様式第8号(第10条関係)

給水装置使用者等変更届

(宛先)

倉吉市長

		届出年月日	略
届出人	住所	略	
	氏名	略	
変更区分		略	
給水装置の場所		下水道接続の有無	略
建物の名称 (アパート、マンション、店舗名等)		用途	
変更年月日		略	

※以下の欄は、該当するところのみを記入してください。

1 使用者変更	新使用者	住所	略		
		氏名	(ふりがな)		
	旧使用者	住所	略		
		氏名	(ふりがな)		
変更理由					
支払方法の変更		変更前	略	変更後	略
2 所有者変更	新使用者	住所	略		
		氏名	(ふりがな)		
	変更理由		略		
その他		略			

様式第9号(第10条関係)

給水装置消火使用届

(宛先)

倉吉市長

		届出年月日	略
届出人	住所	略	
	氏名	略	
給水装置の場所			下水道接続の有無
			略

	氏名	(フリガナ)
所有者氏名		
変更年月日	略	
支払方法	略	

※以下の欄は、該当するところのみを記入してください。

1	用途追加	現在用途		追加用途	
2	用途変更	現在用途		変更用途	

様式第8号(第10条関係)

給水装置使用者等変更届

(宛先)

倉吉市長

		届出年月日	略
届出人	住所	略	
	氏名	略	
変更区分		略	
給水装置の場所		下水道接続の有無	略
建物の名称 (アパート、マンション等)		用途	
変更年月日		略	

※以下の欄は、該当するところのみを記入してください。

1 使用者変更	新使用者	住所	略		
		氏名	(フリガナ)		
	旧使用者	住所	略		
		氏名	(フリガナ)		
変更理由					
支払方法の変更		変更前	略	変更後	略
2 所有者変更	新使用者	住所	略		
		氏名	(フリガナ)		
	変更理由		略		
その他		略			

様式第9号(第10条関係)

給水装置消火使用届

(宛先)

倉吉市長

		届出年月日	略
届出人	住所	略	
	氏名	略	
給水装置の場所			下水道接続の有無
			略

建物の名称 (アパート、マンション、店舗名等)		用途	
使用者	住所		
	氏名	(ふりがな)	
所有者氏名			
使用状況	火災発生場所		
	使用日時	略	
	使用水量	略	
備考			

建物の名称 (アパート、マンション等)		用途	
使用者	住所		
	氏名	(フリガナ)	
所有者氏名			
使用状況	火災発生場所		
	使用日時	略	
	使用水量	略	
備考			

(倉吉市水道局水道技術管理者の職務に関する規程の一部改正)

第5条 倉吉市水道局水道技術管理者の職務に関する規程(平成29年倉吉市水道事業管理規程第3号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正部分」という。)に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正後部分」という。)が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p align="center"><u>倉吉市水道技術管理者の職務に関する規程</u></p> <p>(任命)</p> <p>第2条 略</p> <p>2 工務課長が倉吉市水道布設工事監督者及び水道技術管理者の資格基準に関する条例(平成24年倉吉市条例第16号)第4条に規定する資格を有しない場合は、その資格を取得するまでの間、当該資格を有する工務課の主査、課長補佐又は係長のうちから、<u>公営企業の管理者の権限</u>を行う市長(以下「管理者」という。)が指定した職員をもって充てる。工務課長に事故あるとき又は法第36条第2項の規定による勧告があったときも、同様とする。</p>	<p align="center"><u>倉吉市水道局水道技術管理者の職務に関する規程</u></p> <p>(任命)</p> <p>第2条 略</p> <p>2 工務課長が倉吉市水道布設工事監督者及び水道技術管理者の資格基準に関する条例(平成24年倉吉市条例第16号)第4条に規定する資格を有しない場合は、その資格を取得するまでの間、当該資格を有する工務課の主査、課長補佐又は係長のうちから、<u>管理者の権限</u>を行う市長(以下「管理者」という。)が指定した職員をもって充てる。工務課長に事故あるとき又は法第36条第2項の規定による勧告があったときも、同様とする。</p>

(給水装置工事の材料、工法その他工事施行上の条件に関する規程の一部改正)

第6条 給水装置工事の材料、工法その他工事施行上の条件に関する規程(平成10年倉吉市水道事業管理規程第2号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中条及び項の表示に下線が引かれた条及び項(以下「移動条項」という。)に対応する同表の改正後の欄中条及び項の表示に下線が引かれた条及び項(以下「移動後条項」という。)が存在する場合には、当該移動条項を当該移動後条項とし、移動条項に対応する移動後条項が存在しない場合には、当該移動条項(以下「削除条項」という。)を削り、移動後条項に対応する移動条項が存在しない場合には、当該移動後条項(以下「追加項」という。)を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(条の表示及び削除条項を除く。以下この条において「改正部分」という。)に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分(条の表示及び追加項を除く。以下この条において「改正後部分」という。)が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に

改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規程は、<u>倉吉市水道事業給水条例(昭和33年倉吉市条例第16号)第13条の規定に基づき</u>、給水装置工事の施行時における配水管及び他の地下埋設物への損傷を防止するとともに、漏水時及び災害時等の緊急工事の円滑な実施を確保するため、配水管に給水管を取り付ける工事及び当該取付口から量水器までの間の工事に用いようとする給水管並びに給水用具等の指定並びに当該工事の工法その他工事施行上の条件について必要な事項を定める<u>もの</u>とする。</p>	<p>(目的)</p> <p>第1条 この規程は、給水装置工事の施行時における配水管及び他の地下埋設物への損傷を防止するとともに、漏水時及び災害時等の緊急工事の円滑な実施を確保するため、配水管に給水管を取り付ける工事及び当該取付口から量水器までの間の工事に用いようとする給水管並びに給水用具等の指定並びに当該工事の工法その他工事施行上の条件について必要な事項を定める<u>ことを目的</u>とする。</p>
<p>(給水装置の材料の指定)</p> <p>第2条 略</p> <p>2 配水管に給水管を取り付ける工事及び当該取付口から量水器までの間の工事に用いようとする給水管並びに分水栓、<u>止水装置並びにボックス等の附属品については、公営企業の管理者の権限を行う市長</u>（以下「管理者」という。）が指定する材料を使用しなければならない。</p> <p>3 <u>管理者が指定する材料のうち、給水管及び止水装置の使用区分は、別表のとおりとする。ただし、工事施行上の条件により管理者が特に認めた場合は、この限りでない。</u></p>	<p>(給水装置の材料の指定)</p> <p>第2条 略</p> <p>2 配水管に給水管を取り付ける工事及び当該取付口から量水器までの間の工事に用いようとする給水管並びに分水栓、<u>仕切弁、止水栓並びにボックス等の附属品については、水道事業管理者の権限を行う倉吉市長</u>（以下「管理者」という。）が指定する材料を使用しなければならない。</p>
<p>(給水管の口径)</p> <p>第3条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 <u>3階建て以上の建物へ直結直圧方式で給水する場合は、管理者が別に定める基準によるものとする。</u></p>	<p>(給水管の口径)</p> <p>第3条 略</p> <p>2 略</p>
<p>(分岐の基準)</p> <p>第5条 略</p> <p>2～4 略</p> <p>5 口径50ミリメートル以下の給水管を分岐する場合には、サドル付分水栓によって取付けなければならない。<u>ただし、サドル付分水栓によって取付けできない場合は、T字管（金属継手）によって取付けなければならない。</u></p> <p>6 略</p>	<p>(分岐の基準)</p> <p>第5条 略</p> <p>2～4 略</p> <p>5 口径50ミリメートル以下の給水管を分岐する場合には、<u>T字管又はサドル付分水栓によって取付けなければならない。</u></p> <p>6 略</p>
<p>(鋳鉄直管の切断使用)</p> <p>第6条 <u>鋳鉄直管を切断して使用する場合は、工事の施行上やむを得ない場合を除き、有効長は1メートル以上としなければならない。</u></p>	<p>(鋳鉄直管の切断使用)</p> <p>第6条 <u>鋳鉄直管を切断して使用する場合には、工事の施行上やむを得ない場合のほか、接合部付き切管の長さは60センチメートル以上、接合部なし</u></p>

(異形管の変形又は切断の禁止)
第7条 異形管は、工事の施行上やむを得ない場合を除き、変形し、又は切断して使用してはならない。

(止水装置の設置)
第9条 略

(給水管の埋設)
第10条 給水管の埋設の深さは、道路内にあつては道路管理者等の指示によるものとし、宅地内にあつては荷重、凍結等を考慮して、30センチメートル以上としなければならない。ただし、技術上やむを得ない場合は、この限りでない。

2 給水管は、下水道管、電話ケーブルその他の埋設物との間隔を、相互の維持管理上30センチメートル以上に保たなければならない。ただし、技術上やむを得ない場合は、所要の措置を講じて、相互の維持管理上支障のない間隔とすることができる。

3 略

(受水槽の設置等)
第12条 略

2 前項の規定により受水槽を設置する場合には、当該受水槽に給水するための給水装置部分に、直結方式による非常用給水栓を設置するものとする。ただし、揚水ポンプ用の発電設備等を設置する場合は、この限りでない。

管の長さは1メートル以上としなければならない。

(異形管の変形又は切断の禁止)
第7条 異形管は、工事の施行上やむを得ない場合のほか、変形又は切断して使用してはならない。

(止水装置の設置)
第9条 略

2 給水管に設置する止水装置は、原則として給水管の口径が25ミリメートル以下の場合には止水栓を、給水管の口径が50ミリメートル以下の場合にはボールバルブを、給水管の口径が75ミリメートル以上の場合には仕切弁を設置しなければならない。

(給水管の埋設)
第10条 給水管の埋設の深さは、道路内は、道路管理者等の指示によるものとし、宅地内は、荷重、凍結等を考慮して、30センチメートル以上としなければならない。ただし、技術上やむを得ない場合は、この限りではない。

2 給水管は、下水道管、電話ケーブルその他の埋設物との間隔を、相互の維持管理上30センチメートル以上に保たなければならない。ただし、技術上やむを得ない場合は、この限りでない。

3 略

(受水槽の設置等)
第12条 略

2 前項の規定により受水槽を設置する場合には、当該受水槽に給水するための給水装置部分に、直結方式による非常用給水栓を設置するものとする。(揚水ポンプ用の発電設備等を設置する場合は除く。)

3 管理者は、受水槽以下の給水装置について、当該装置の使用者、管理人又は所有者(以下「使用者等」という。)の維持管理を適正、かつ、容易にするため、受水槽以下の給水装置の基準を定めるものとする。

4 管理者は、水道の管理上必要があると認めるときは、受水槽以下の給水装置について調査し、当該装置の使用者等に対して、必要な措置を指導することができる。

5 受水槽以下の給水装置についての管理責任は、当該装置の使用者等が負うものとする。

(逆流防止)

	<p>第14条 水槽、プール、その他水を入れ、又は受ける器具、施設等に給水する給水装置にあつては、当該給水装置の吐水口と越流面との間に必要な吐水空間を確保しなければならない。</p> <p>(危険な接続の禁止)</p> <p>第15条 給水装置は、配水管の水圧に影響を及ぼすおそれのあるポンプを直接連結してはならない。</p> <p>2 給水装置は、当該給水装置以外の水管その他の設備に直接連結してはならない。</p> <p>(撤去工事)</p>
<p>(撤去工事)</p> <p>第14条 配水管から分岐した給水管を撤去する場合は、分岐に用いた給水装置を撤去し、配水管を原形に復さなければならない。ただし、当該給水装置に止水機能がある場合は、止水措置を施し、分岐口止めとすることができる。</p> <p>2 給水管からさらに分岐した給水管を撤去する場合は、分岐に用いた給水装置を撤去し、給水管を原形に復さなければならない。</p> <p>(給水装置の検査)</p> <p>第15条 略</p> <p>2 略</p> <p>(その他)</p> <p>第16条 略</p>	<p>(撤去工事)</p> <p>第16条 配水管から分岐した給水管を撤去する場合には、分水栓を使用して分岐したものについては、分水栓止めとし、T字管を使用して分岐したものについては、T字管を撤去して配水管を原形に復し、不断水用T字管、サドル付分水栓を使用して分岐したものについては、締付ボルトを含む総体の防食を施して分岐口止めとしなければならない。</p> <p>2 給水管からさらに分岐した給水管を撤去する場合には、分岐箇所を分岐口止めとしなければならない。</p> <p>(給水装置の検査)</p> <p>第17条 略</p> <p>2 略</p> <p>(その他)</p> <p>第18条 略</p>

第7条 給水装置工事の材料、工法その他工事施行上の条件に関する規程の一部を次のように改正する。
 附則の次に次の表を加える。

別表 (第2条関係)

	設置条件		指定材料
	設置位置	給水管の口径	
給水管	分岐箇所から 止水装置まで	50 ミリメートル以下	水道用ポリエチレン1種二層管
		50 ミリメートル以上 100 ミリメートル以下	水道配水用ポリエチレン管
		75 ミリメートル以上	ダクタイル鋳鉄管 ゴム輪形耐衝撃性ポリ塩化ビニル管
	止水装置から 量水器まで	50 ミリメートル以下	水道用ポリエチレン1種二層管 耐衝撃性ポリ塩化ビニル管
		50 ミリメートル以上 100 ミリメートル以下	水道配水用ポリエチレン管
		75 ミリメートル以上	ダクタイル鋳鉄管 ゴム輪形耐衝撃性ポリ塩化ビニル管
止水装置	量水器を直結して 設ける場合	50 ミリメートル以下	リフト式逆ボ伸縮止水栓 開閉防止式逆ボ伸縮止水栓
		40 ミリメートル以下	ボールバルブ
	単独で設ける場合	50 ミリメートル以上	ソフトシール仕切弁

備考

- 1 既設給水装置の局所的な修繕又は変更については、耐衝撃性塩化ビニル管を使用できる。既設給水管が水道用ポリエチレン1種二層管の場合は、水道用ポリエチレン1種二層管を使用するものとする。
- 2 水道用ポリエチレン1種二層管に用いる金属継手は、コア一体型内面止水又はメカ型とする。ただし、不断水で施工する場合は金属継手（伸縮可とう離脱防止継手）が使用できる。
- 3 アパート又はテナントの場合に量水器を直結して設ける止水装置には、開閉防止式逆ボ伸縮止水栓を使用する。

（倉吉市上水道指定給水装置工事事業者規程の一部改正）

第8条 倉吉市上水道指定給水装置工事事業者規程（平成10年倉吉市水道事業管理規程第3号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下この条において「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下この条において「改正後部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p style="text-align: center;"><u>倉吉市水道事業指定給水装置工事事業者規程</u></p> <p>（趣旨）</p> <p>第1条 この規程は、<u>倉吉市水道事業給水条例</u>（昭和33年倉吉市条例第16号。以下「給水条例」という。）第12条第3項の規定に基づき、<u>指定給水装置工事事業者</u>（以下「指定工事業者」という。）に関する必要な事項を定める<u>もの</u>とする。</p> <p>（指定の申請）</p> <p>第2条 略</p> <p>2 指定工事業者として指定を受けようとする者は、指定給水装置工事事業者指定申請書（様式第1号）に、次に掲げる書類を添えて<u>公営企業の管理者の権限を行う市長</u>（以下「管理者」という。）に提出しなければならない。</p> <p>（1）水道法（昭和32年法律第177号。以下「法」という。）第25条の3第1項第3号イからへまでのいずれにも該当しない者であることを誓約する<u>誓約書</u>（様式第2号）</p> <p>（2）略</p> <p>（指定工事業者証の交付）</p> <p>第4条 管理者は、第2条第1項の指定を行ったときは、速やかに指定工事業者に<u>倉吉市水道事業指定給水装置工事事業者証</u>（様式第3号。以下「指定工事業者証」という。）を交付する。</p> <p>2及び3 略</p> <p>4 指定工事業者は、指定工事業者証を汚損し、若しくは紛失したとき又は記載事項に変更を生じたときは、再交付を申請することができる。</p>	<p style="text-align: center;"><u>倉吉市上水道指定給水装置工事事業者規程</u></p> <p>（目的）</p> <p>第1条 この規程は、<u>倉吉市上水道給水条例</u>（昭和33年倉吉市条例第16号。以下「給水条例」という。）第12条第3項の規定に基づき、<u>倉吉市上水道指定給水装置工事事業者</u>（以下「指定工事業者」という。）に関する必要な事項を定める<u>ことを目的</u>とする。</p> <p>（指定の申請）</p> <p>第2条 略</p> <p>2 指定工事業者として指定を受けようとする者は、指定給水装置工事事業者指定申請書（様式第1号）に、次に掲げる書類を添えて<u>管理者</u>に提出しなければならない。</p> <p>（1）水道法（昭和32年法律第177号。以下「法」という。）第25条の3第1項第3号イからへまでのいずれにも該当しない者であることを誓約する<u>書類</u>（様式第2号）</p> <p>（2）略</p> <p>（指定工事業者証の交付）</p> <p>第4条 管理者は、第2条第1項の指定を行ったときは、速やかに指定工事業者に<u>倉吉市上水道指定給水装置工事事業者証</u>（様式第3号。以下「指定工事業者証」という。）を交付する。</p> <p>2及び3 略</p> <p>4 指定工事業者は、指定工事業者証を汚損又は紛失したときは、再交付を申請することができる。</p>

(指定工事業者の義務)

第5条 指定工事業者は、給水条例、倉吉市水道事業給水条例施行規程（昭和55年倉吉市水道事業管理規程第2号。以下「給水規程」という。）、給水装置工事の材料、工法その他工事施行上の条件に関する規程（平成10年倉吉市水道事業管理規程第2号）及びこの規程を遵守するとともに、管理者の指示に従わなければならない。

2 略

(変更等の届出)

第6条 略

2 前項の規定により変更の届出をしようとする者は、当該変更のあった日から30日以内に指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書（様式第4号）に次に掲げる書類を添えて管理者に提出しなければならない。

(1) 略

(2) 前項第3号に掲げる変更の場合には、第2条第2項第1号の誓約書及び登記事項証明書

3 略

(指定の取消し)

第7条 管理者は、指定工事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、第2条第1項の指定を取り消すことができる。

(1)～(8) 略

(指定の停止)

第8条 管理者は、前条各号に該当するときにおいて、指定工事業者に特段の事情があるときは、指定の取消しに替えて、6月を超えない期間を定め指定の効力を停止することができる。

様式第1号（第2条関係）

(表 面)

指定給水装置工事事業者指定申請書

(新規・更新)

(宛先)

倉吉市長

年 月 日

申請者 氏名又は名称
住 所

(指定工事業者の義務)

第5条 指定工事業者は、給水条例、倉吉市上水道給水条例施行規程（昭和55年倉吉市水道事業管理規程第2号。以下「給水規程」という。）、給水装置工事の材料、工法その他工事施行上の条件に関する規程（平成10年倉吉市水道事業管理規程第2号）及びこの規程を遵守するとともに、管理者の指示に従わなければならない。

2 略

(変更等の届出)

第6条 略

2 前項の規定により変更の届出をしようとする者は、当該変更のあった日から30日以内に指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書（様式第4号）に次に掲げる書類を添えて管理者に提出しなければならない。

(1) 略

(2) 前項第3号に掲げる変更の場合には、様式第2号による誓約書及び登記事項証明書

3 略

(指定の取消し)

第7条 管理者は、指定工事業者（倉吉市簡易水道給水条例（昭和33年倉吉市条例第20号）第11条第1項の指定工事業者を含む。次条において同じ。）が次の各号のいずれかに該当するときは、第2条第1項の指定を取り消すことができる。この場合において、第5号から第8号までの規定は、倉吉市簡易水道給水条例施行規則（平成元年倉吉市規則第42号）第6条第2項において準用する場合を含む。

(1)～(8) 略

(指定の停止)

第8条 前条第1項各号に該当する場合において、指定工事業者に特段の事情があるときは、管理者は、指定の取消しに替えて、6月を超えない期間を定め指定の効力を停止することができる。

様式第1号（第2条関係）

(表 面)

指定給水装置工事事業者指定申請書

様

年 月 日

申請者 氏名又は名称
住 所

電話、FAX

代表者氏名

水道法第16条の2第1項の規定による指定給水装置工事事業者の指定を受けたいので、同法第25条の2第1項の規定により次のとおり申請します。

役員（業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者）の氏名	
ふりがな 氏名	ふりがな 氏名
事業の範囲	
機械器具の名称、性能及び数 別紙のとおり	

(裏面)

略

別紙

機械器具調書
年 月 日現在

種別	名称	型式、性能	数量	備考

(注) 種別の欄には「管の切断用の機械器具」、「管の加工用の機械器具」、「接合用の機械器具」、「水圧テストポンプ」の別を記入すること。

様式第3号(第4条関係)

指定番号 第 号

倉吉市水道事業
指定給水装置工事事業者証

住所又は所在地
氏名又は名称

上記の者は、倉吉市水道事業指定給水装置工事事業者であることを証します。

年 月 日

有効期限 年 月

日までとする。

倉吉市長 印

様式第4号(第6条関係)

指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書

(宛先)

倉吉市長

年 月 日

届出者

代表者氏名

水道法第16条の2第1項の規定による指定給水装置工事事業者の指定を受けたいので、同法第25条の2第1項の規定に基づき次のとおり申請します。

役員（業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者）の氏名	
フリガナ 氏名	フリガナ 氏名
事業の範囲	
機械器具の名称、性能及び数 別表のとおり	

(裏面)

略

機械器具調書
年 月 日現在

種別	名称	型式、性能	数量	備考

(注) 種別の欄には「管の切断用の機械器具」、「管の加工用の機械器具」、「接合用の機械器具」、「水圧テストポンプ」の別を記入すること。

様式第3号(第4条関係)

指定番号 第 号

倉吉市上水道
指定給水装置工事事業者証

住所又は所在地
氏名又は名称

上記の者は、倉吉市上水道指定給水装置工事事業者であることを証します。

年 月 日

有効期限 年 月

日までとする。

倉吉市長 印

様式第4号(第6条関係)

指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書

様

年 月 日

届出者

水道法第25条の7の規定により、次のとおり変更の届出をします。

ふりがな			
氏名又は名称			
住所			
ふりがな			
代表者の氏名			
変更に係る事項	変更前	変更後	変更年月日

様式第5号（第6条関係）

指定給水装置工事事業者 ^{廃止} 休止届出書
再開

(宛先)

倉吉市長

年 月 日

届出者

水道法第25条の7の規定により、給水装置工事の ^{廃止} 事業の休止の届出をします。
再開

ふりがな			
氏名又は名称			
住所			
ふりがな			
代表者の氏名			
(廃止・休止・再開) の 年 月 日			
(廃止・休止・再開) の 理 由			

様式第6号（第10条関係）

給水装置工事主任技術者選任・解任届出書

(宛先)

倉吉市長

年 月 日

届出者

水道法第25条の4第2項の規定により、次のとおり給水装置工事主任技術者の ^{選任} 解任の届出をします。

略

水道法第25条の7の規定に基づき、次のとおり変更の届出をします。

フリガナ			
氏名又は名称			
住所			
フリガナ			
代表者の氏名			
変更に係る事項	変更前	変更後	変更年月日

様式第5号（第6条関係）

指定給水装置工事事業者 ^{廃止} 休止届出書
再開

様

年 月 日

届出者

水道法第25条の7の規定に基づき、給水装置工事の ^{廃止} 事業の休止の届出をします。
再開

フリガナ			
氏名又は名称			
住所			
フリガナ			
代表者の氏名			
(廃止・休止・再開) の 年 月 日			
(廃止・休止・再開) の 理 由			

様式第6号（第10条関係）

給水装置工事主任技術者選任・解任届出書

様

年 月 日

届出者

水道法第25条の4の規定に基づき、次のとおり給水装置工事主任技術者の ^{解任} 選任の届出をします。

略

(倉吉市水道事業の検針事務委託に関する規程の一部改正)

第9条 倉吉市水道事業の検針事務委託に関する規程（平成13年倉吉市水道事業管理規程第3号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(定義)</p> <p>第2条 この規程において「検針事務」とは、<u>倉吉市水道事業給水条例</u>（昭和33年倉吉市条例第16号）第19条に規定する量水器の点検及び使用水量を算定し通知する事務をいう。</p> <p>(受託者の要件)</p> <p>第3条 検針事務の委託を受ける者（以下「受託者」という。）は、次に掲げる要件を備えていなければならない。</p> <p>(1)及び(2) 略</p> <p>(3) 次のいずれにも該当しない者であること。</p> <p>ア <u>破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者</u></p> <p>イ <u>禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者</u></p> <p>ウ <u>暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員又は同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員の利益につながる活動を行い、若しくは暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者</u></p> <p>エ 略</p> <p>(契約の締結)</p> <p>第4条 <u>公営企業の管理者の権限を行う市長</u>（以下「管理者」という。）は、検針事務を委託しようとするときは、別に定める委託契約書により委託契約（以下「契約」という。）を締結するものとする。</p> <p>(契約の解除)</p> <p>第9条 管理者は、受託者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、契約を解除することができる。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) <u>上下水道局</u>の信用を失墜させる行為があったとき。</p> <p>(5) 故意又は過失により<u>上下水道局</u>に損害を及ぼしたとき。</p> <p>(6) 略</p> <p>2 略</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この規程において「検針事務」とは、<u>倉吉市上水道給水条例</u>（昭和33年倉吉市条例第16号）第19条に規定する量水器の点検及び使用水量を算定し通知する事務をいう。</p> <p>(受託者の要件)</p> <p>第3条 検針事務の委託を受ける者（以下「受託者」という。）は、次に掲げる要件を備えていなければならない。</p> <p>(1)及び(2) 略</p> <p>(3) 次のいずれにも該当しない者であること。</p> <p>ア <u>成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ない者</u></p> <p>イ <u>禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者</u></p> <p>ウ <u>暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員の利益につながる活動を行い、若しくは暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者</u></p> <p>エ 略</p> <p>(契約の締結)</p> <p>第4条 <u>倉吉市水道事業管理者の権限を行う倉吉市長</u>（以下「管理者」という。）は、検針事務を委託しようとするときは、別に定める委託契約書により委託契約（以下「契約」という。）を締結するものとする。</p> <p>(契約の解除)</p> <p>第9条 管理者は、受託者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、契約を解除することができる。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) <u>水道局</u>の信用を失墜させる行為があったとき。</p> <p>(5) 故意又は過失により<u>水道局</u>に損害を及ぼしたとき。</p> <p>(6) 略</p> <p>2 略</p>

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、令和2年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規程の施行の日の前日までに倉吉市公共下水道条例施行規則等を廃止する規則（令和2年倉吉市規則第17号）による廃止前の倉吉市簡易水道給水条例施行規則（平成元年倉吉市規則第42号。以下「旧規則」という。）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この規程による改正後の倉吉市水道事業給水条例施行規程の相当規定によりなされたものとみなす。
- 3 この規程の施行の日の前日までに改正前の倉吉市上水道指定給水装置工事事業者規程第4条第1項の規定により交付された倉吉市上水道指定給水装置工事事業者証は、水道法の一部を改正する法律（平成30年法律第92号）附則第3条の規定により読み替えられた期間を経過する日までの間、改正後の倉吉市水道事業指定給水装置工事事業者規程第4条第1項の規定により交付された倉吉市水道事業指定給水装置工事事業者証とみなす。
- 4 この規程の施行の際現にあるこの規程による改正前の倉吉市上水道給水条例施行規程様式第2号から様式第4号まで、様式第6号、様式第8号及び様式第9号、改正前の倉吉市上水道指定給水装置工事事業者規程様式第1号及び様式第4号から様式第6号まで並びに旧規則の様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。
- 5 この規程の施行の際現にこの規程による改正前の給水装置工事事業者の材料、工法その他工事施行上の条件に関する規程の規定に基づき設置された給水装置については、この規程による改正後の給水装置工事事業者の材料、工法その他工事施行上の条件に関する規程の相当規定に基づいて設置されたものとみなす。